

令和元年10月18日 令和元年第三回定例会

平成三十年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定外四件に賛成の立場からの意見開陳

(河村みどり 議員) 初めに、このたびの台風十九号により被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた全ての方々に、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、十月十二日から十三日未明にかけて、日本列島を縦断した台風十九号による記録的大雨により、東日本を中心に、浸水被害を受けた被災地の生活再建やインフラ復旧には時間がかかる見通しになっております。本区における浸水被害等は多摩川流域の地域では、十七日までに把握している限りでも、四百六十二件に及んでおり、今後被災者の方々に対しては命を守ることから、毎日の生活を取り戻すこと、生活の再建へ向けて健康被害を来すことのないよう、迅速な対応と支援を最優先で行うことを強く求めています。

さらに我々は、災害と災害のはざまに生きてると自覚し、一過性の防災対策ではなく、実践的かつ継続性を持った防災対策、すなわち事前防災を行うことで、被害そのものを大きく縮減する、災害に負けない対策に大きくかじを切る必要性があることも訴えておきます。

さて、今回の台風十九号は、海面水温が比較的高い海域を進んだことにより、急激に増す急速強化と呼ばれる勢力となりました。国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCでは、地球温暖化が今のペースで続くと、二〇四〇年前後に世界の平均気温が十八から十九世紀の産業革命前より一・五度上昇するおそれを報告しています。今後、地球温暖化による海水温の上昇が続けば、さらに台風は勢力を増し、日本列島を襲う確率が高まることは明らかです。気候変動による頻発する自然災害を食い止めるためにも、二〇三〇年達成目標に向けて、SDGsの取り組みが不可欠です。

特に食品ロス削減を含む事業系ごみ減量、再生エネルギーの創出等、区長の温室効果ガス削減対策へのリーダーシップが求められます。

それでは、公明党世田谷区議団を代表して、平成三十年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定外四件に、賛成の立場から意見を申し述べます。

我が党が再三求めてきた新公会計制度が導入され、初の決算審査となりました。各事業にコスト意識を導入し、一層強固な財政基盤の構築と、さらなる区民サービスの向上への事業展開の基礎とすべきです。

歳入では、年々増大するふるさと納税による影響は大きくなる一方で、納税者数の増など特別区税の増加、特別区交付金は財源である固定資産税、市町村民税法人分の増などにより財政への影響が緩和されています。しかし、平成三十年度の財政運営状況は、特別区債の三十年度末残高は、上用賀公園の用地取得や梅ヶ丘拠点整備事業などについて新規発行したことにより、六百四十七億円の増加となっています。令和元年度は、引き続き公園用地買収事業や梅ヶ丘拠点整備などの公共施設整備に伴う発行により、起債残高は七百億円を超える見込みであり、令和三年度には基金残高を上回ることが予測されています。今後、本庁舎

整備を初めとした公共施設の整備及び公共インフラの老朽化に伴う経費の増額や社会保障費などの歳出増が見込まれます。

税依存体質が基本である自治体では、税収が減少する場合には、それにあわせて公共インフラも削減するしか手段がないという、縮小均衡以外に目ぼしい解決策が見出せないのが現状です。

そこで、我が党は、今定例会を通じて新たな公共施設整備においては、稼げる公共施設を念頭に取り組むことを訴えてまいりました。この状態から脱却するには、公共施設や公共空間が潜在的に持つ集客力を官民連携で巧みに引き出し、現金化し、更新費用や維持管理費用へ回す仕組みをつくること以外にないと確信しております。

その上で、公共で担うべき地域包括ケアや児童相談行政、さらには障害者支援策など、重点的に人材や財源を効果的に配分、配置していく選択と集中をすべきであると強く求めておきます。

さて、決算特別委員会においては、各所管で取り上げました課題については引き続き議論してまいりますが、以下、我が党が最重要課題と認識している五項目について、改めて見解を申し述べます。

第一に、区民の命を守る防災対策についてです。

今回の浸水被害などで表面化した多摩川の無堤防地域の解消や、内水被害への徹底した検証とともに、中小河川、下水道整備の着実な推進、さらに雨水流出抑制や貯留システムのさらなる拡充を求めます。

また、風水害への備えとして、自主避難所の開設及び避難誘導で表面化した行政のタイムラインと区民のマイタイムラインのミスマッチによる課題の検証と改善を求めます。特に多摩川流域住民への避難勧告に伴う災害時の避難行動、要支援者の避難のあり方、各避難所におけるペットの同行避難の受け入れ、在住外国人を含めた全ての区民への適時適切なエリア情報の提供方法等、表面化した課題を整理し、早急な見直しを求めておきます。

第二に、未来への投資についてです。

我が党は、我が国の少子化問題の一因が、子育てや教育にかかる費用の負担が重いことであるとし、幼児教育の無償化を初めとする負担軽減の措置を講じることは、重要な少子化対策の一つであると主張し、議論してまいりました。

本年十月から、一定の所得基準を定める学校給食費の無償化がスタートしたことは評価いたします。引き続き、新BOP学童クラブの開設時間延長の全校実施や休日夜間の認可保育園開設へ向けたニーズ調査、児童相談所開設に向けた里親養育等への包括的支援の構築、新たな児童館整備への具体策など明確に示すべきです。

第三に、認知症施策推進条例についてです。

我が党が二〇二五年を大介護時代と銘打って四年、いよいよ人生百年時代を迎えた今、地域での仕組みづくりをどう備えるのか、その大きな柱の一つが認知症施策であります。全国に先駆けて認知症への対応を示した条例制定に踏み切った神戸市を例に挙げ、世田谷区で

も認知症高齢者の尊厳の保持を第一に、認知症施策を強力に推進するために早期の条例制定に着手すべきことを再三訴えてまいりました。しかし、区はいまだに具体案の検討が進んでおりません。速やかに骨子を定め、認知症施策推進条例の制定を求めます。

第四に、自治権拡充を見据えた地域行政制度についてです。

我が党は、これまで区政の最前線である地区における強化の観点から、まちづくりセンター長を管理職として配置し、地域包括ケアシステムの主軸として力を遺憾なく発揮できるようにすべきと申し上げてきました。その上で、将来にわたって持続可能な行政運営を維持するために、世田谷区が担うべき権限、財源を東京都から移譲する、いわゆる自主権の拡充についての理由や目的などを、今実施されている車座集会を活用して広報する中で、区民の機運を醸成していくべきです。

それを踏まえ、本庁、総合支所、地区まちづくりセンターの役割と権限を整えていく根拠法となる条例でなければなりません。その意義を亡失した単なる理念条例にならないよう求めておきます。

第五に、区内産業活性化への人材確保についてです。

市場調査では、深刻になっている産業界各分野における人材不足が、二〇三〇年には六百四十四万人まで拡大し、最も悩まされる産業はサービス業で四百万人、次いで医療・福祉系で百八十七万人とされています。そうした現状を鑑みれば、幅広い年齢層や国籍を問わず、区内産業を下支えしていく新たな人材確保、人材育成の感性と真剣さが全く足りません。

産業は、言うまでもなく私たちの日常生活や社会保障を支えているのです。その人材が枯渇すれば、需要と供給のアンバランスによる制度の維持が実質的に困難に陥ります。区内産業の成長戦略をどう描いていくのか、具体的な数値にて示すべきと申し述べ、以上で公明党世田谷区議団の意見といたします。